



自転車マナーアップ強化月間

実施要綱

1 目的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上等を促進することにより、自転車利用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。

2 期間

令和8年5月1日(金) ~ 令和8年5月31日(日)

毎月10日は「県民交通安全の日(※)」です。

(※)地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日。

3 重点目標

- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- 自転車乗車時のヘルメット着用の推進
- 自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進



4 推進方法

推進機関・団体は、相互に連携して、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等にも努め、各組織に具体的推進事項の周知徹底を図ります。また、多くの県民が月間の取組に参加できるよう、テレビ、新聞、SNS等を活用した広報啓発の推進に努めます。

具体的推進項目

利用者は…

- 自転車は**車の仲間**です。原則として**車道の左側**を通行しましょう。
- 自転車に乗る時は、**ヘルメット**を着用しましょう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、周囲の安全確認を徹底しましょう。
- **夕暮れ時、夜間はライト**を点灯しましょう。
- **飲酒運転、二人乗り、並進、傘差し、スマートフォン等の使用の禁止等**、交通ルールの遵守を徹底しましょう。
- 万が一の事故に備えて**自転車保険**に必ず加入しましょう。



家庭・地域・職場・学校では…

- 全ての年代を対象に自転車乗車用ヘルメットの着用を徹底しましょう。
- 自転車の点検整備を徹底しましょう。
- 家庭において、自転車の交通ルールやマナーについて必要な教育を徹底しましょう。



「ヘルメット着用」と「交通ルールの遵守」で自分の身を守りましょう

令和7年中の県内の自転車関与事故

- ・発生件数 261件(県内全ての交通事故の約1割を占める)
- ・死者 6名
- ・負傷者 252名 ※死傷者数は自転車乗車中に死傷した人数

全ての世代で「ヘルメット着用」が努力義務になりました！

令和5年4月1日から全ての自転車利用者はヘルメット着用が努力義務となっています。自転車乗車中の交通事故で亡くなった人のうち、約5割が頭部を損傷しています。(R2~R6年警察庁統計)

万が一の交通事故に備えて、自転車乗車時はヘルメットをかぶりましょう。

SGマークなどの安全性を示すマークのついたものを使うよう努め、あごひもを確実に締めるなど、正しく着用しましょう。



自転車運転者に対する交通反則通告制度(青切符)が導入されました！

4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に、交通反則通告制度が適用されています。自転車を運転する際は、車両の運転者としての責任を自覚し、交通ルールを守りましょう。

令和7年度交通安全 ポスターコンクール入賞作品



中学校の部 佳作 根井 愛美さんの作品

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

宮崎県交通事故相談所の案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

【場所】

宮崎市橘通東2丁目10番1号

県庁1号館4階

☎ 0985-26-7039

【相談日時】

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

※受付は午後3時まで

※面談による相談を希望される方は、

事前に電話で申し込みください。

安全運転相談の案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、身体の障がいがある方、認知症などの一定の病気に該当し、または該当するおそれがある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

【相談日時・窓口】

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前10時～午後5時 ※事前に電話をお願いします。

○宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999(音声案内2番)

○都城運転免許センター ☎0986-25-9999(直通)

○延岡運転免許センター ☎0982-33-9999(直通)

○安全運転相談ダイヤル #8080

⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分